

入院時食事療養費

当病院は、入院時食事療養費(Ⅰ)の届け出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士

によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

入院時食事療養費

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
一般(下記のいずれにも該当しない者)	一般(下記のいずれにも該当しない者)	550 円	
低所得者Ⅱ(住民非課税)	低所得者Ⅱ(※1)	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ(※2)	130円	
低所得者Ⅱに該当しない小児 慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者Ⅰ、Ⅱに該当しない指定難病患者	330円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに

0 円となる者あるいは、老年齢福祉年金受給権者